

2 / 27 (火) の発表

報道発表資料の配付日時 2月27日(火) 10時00分

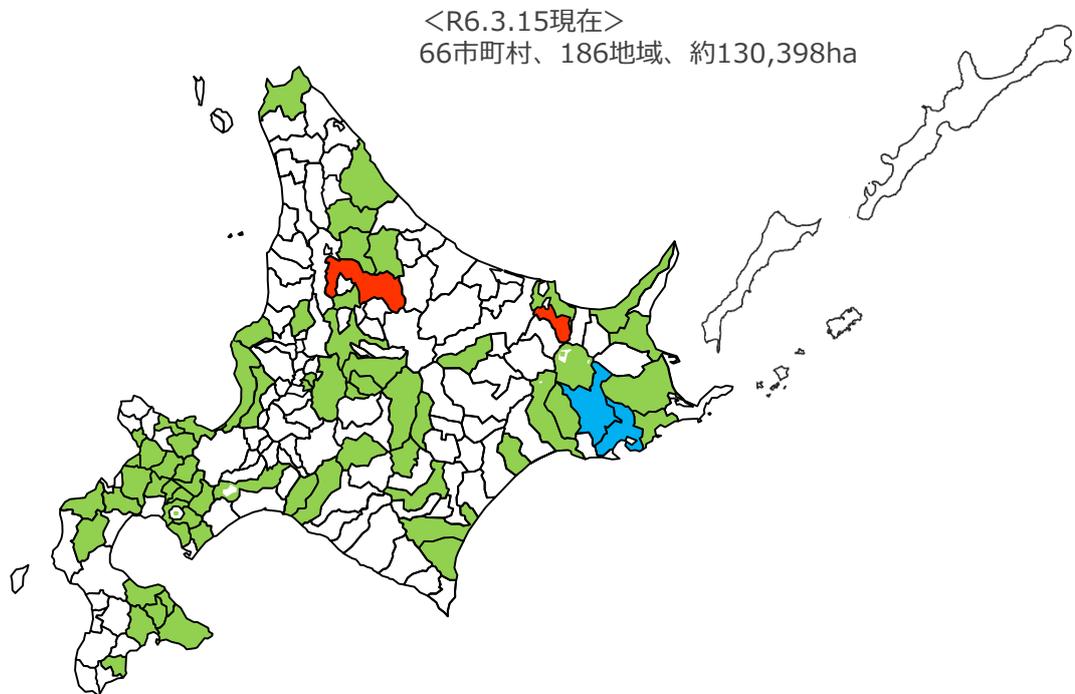
発表項目 (行事名)	北海道水資源保全地域の「新規指定」について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>本日、北海道水資源の保全に関する条例の規定に基づき、新たな水資源保全地域を指定し、指定の区域及び地域別指針を告示しましたので、お知らせします。</p> <p>1 上川管内で指定する地域 士別市内大部地区水資源保全地域 ※ 詳細は別紙のとおり（全道新規指定3地域・変更1地域）</p> <p>2 告示日 令和6年（2024年）2月27日（火）</p> <p>3 施行日 令和6年（2024年）3月15日（金）</p> <p>4 その他 今回の指定により、全道の水資源保全地域は66市町村186地域となります。なお、士別市は初めての指定です。 施行日以降、指定地域内における土地売買等は、契約締結の3か月前までに知事への届出が必要となります。 ※ 告示内容は、下記のホームページで公表しております。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen_shiteiR0602.html</p>		
参考	<p>【北海道水資源の保全に関する条例】</p> <p>本条例は、北海道の水を持続的に利用し、次の世代に引き継いでいくため、道、市町村、事業所、道民が、それぞれの役割を認識し、一体となって水資源の保全に取り組んでいくことを目的に平成24年4月に施行されました。</p>		

報道（取材） に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付 同時レタ	（場所）道政記者クラブ、水資源保全地域が所在する総合振興局管内の報道機関（オホーツク、釧路）	

担当 (連絡先)	<p>総合政策部計画局土地水対策課（担当者：課長補佐 木本） TEL ダイヤルイン：011-204-5178 内線：23-714 上川総合振興局地域創生部地域政策課（担当者：地域政策課長 天崎） TEL：0166-46-5127</p>		
-------------	--	--	--

水資源保全地域（指定状況）

振興局名	市町村名（地域数）
空知	芦別市(1) 歌志内市(1) 上砂川町(1) 沼田町(1)
石狩	千歳市(1) 石狩市(6) 当別町(1)
後志	小樽市(2) 島牧村(1) 黒松内町(17) 蘭越町(1) 二セコ町(12) 真狩村(2) 留寿都村(3) 喜茂別町(3) 京極町(1) 倶知安町(4) 共和町(4) 岩内町(1) 泊村(1) 余市町(1) 赤井川村(1)
胆振	登別市(2) 伊達市(6) 壮瞥町(1) 厚真町(1) 洞爺湖町(1) むかわ町(11)
日高	指定区域なし
渡島	函館市(13) 北斗市(6) 知内町(2) 七飯町(3) 鹿部町(1) 森町(2)
檜山	今金町(1)
上川	旭川市(4) 士別市(1) 名寄市(1) 美瑛町(1) 上富良野町(4) 中富良野町(2) 占冠村(4) 和寒町(4) 下川町(2) 美深町(2)
留萌	増毛町(2)
宗谷	稚内市(1) 枝幸町(3)
オホーツク	網走市(1) 置戸町(1) 斜里町(1) 大空町(2)
十勝	帯広市(2) 鹿追町(1) 新得町(5) 清水町(1) 大樹町(2) 広尾町(3)
釧路	釧路市(1) 厚岸町(7) 浜中町(1) 標茶町(8) 弟子屈町(5) 鶴居村(10)
根室	別海町(1) 標津町(1)



新規指定状況

	H24		H25		H26		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	累計
	第1回	第2回	第1回	第2回	第1回	第2回	第1回									
市町村数	18	23	7	6	2	2	0	1	0	1	2	1	1	1	2	66
地域数	54	62	15	22	11	5	1	6	1	1	2	2	2	1	3	187

※R3 指定解除1地域を含む